

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成20年3月7日
北陸電力株式会社

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」について修正し、本日、経済産業大臣に届出いたしましたので、その要旨をお知らせいたします。

これは、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、石川県知事及び志賀町長との協議を経て修正し、その要旨を公表するものです。

【修正内容】

原子力本部設置を踏まえた体制強化の明確化	<ul style="list-style-type: none">・原子力本部長の役割を明確化・本店と原子力本部の指揮命令システムを整理・「原子力班」を原子力本部(志賀町)に、「原子力情報班」を本店(富山市)に設置し、相互に連携する旨を記載
原子力本部の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none">・オフサイトセンター設置準備段階から原子力本部の要員を派遣する旨を明記
災害対策組織による地域対応の強化	<ul style="list-style-type: none">・被災者相談窓口を設置・「地域社会班」を原子力本部の災害対策組織に設置
初期消火体制の明確化	<ul style="list-style-type: none">・初期消火活動時の自衛消防組織の活用を記載
災害対策組織の班名称見直し	<ul style="list-style-type: none">・災害対策組織の役割をふまえ、班名称を修正
石川県組織改正を反映	<ul style="list-style-type: none">・「環境安全部消防防災課」を「総務部危機管理監室危機対策課」に修正
社内組織改正を反映	<ul style="list-style-type: none">・購買部の分離等組織改正に伴う役職名を変更・原子力防災体制立上げ時の情報連絡ルート見直し

以上

添付資料 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正(要旨)

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

1．修正の目的

志賀町に原子力本部を設置したことなど、平成 19 年度における原子力事業者防災業務計画に係る修正点を反映する。

2．修正年月日

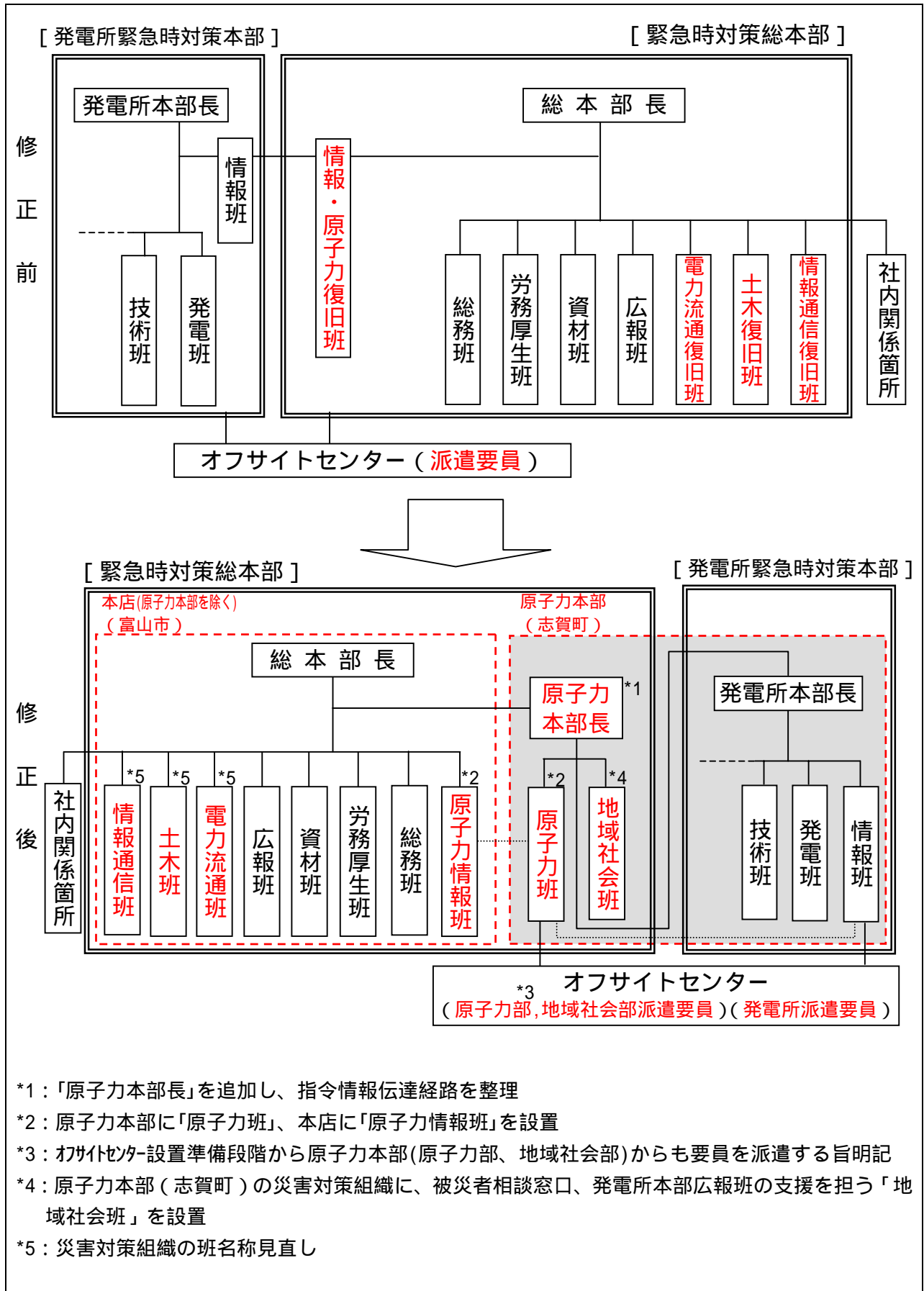
平成 20 年 3 月 7 日

3．修正の要旨

概 要	修 正 内 容
原子力本部設置を踏まえた体制強化の明確化	原子力本部長の役割の明確化を図るとともに、本店（原子力本部を除く）と原子力本部の指揮命令系統を整理した。（図 1 * 1 参照）
	発電所での原子力災害対策活動を支援する災害対策組織において中心的役割を果たす「原子力班」を原子力本部(志賀町)に設置するとともに本店(富山市)に「原子力情報班」を設置し、相互に連携する旨記載した。（図 1 * 2 参照）
原子力本部の役割の明確化	原子力本部をオフサイトセンターの近くに設置したメリットを活かすため、オフサイトセンター設置準備段階から原子力本部の要員を派遣する旨明記した。（図 1 * 3 参照）
災害対策組織による地域対応の強化	地域社会部の設置による地域と一体となった運営を行うため、被災者相談窓口の設置の他、発電所本部の広報班を支援する「地域社会班」を原子力本部の災害対策組織に設置することとした。（図 1 * 4 参照）
初期消火体制の明確化	化学消防隊新設に伴い、初期消火活動時の自衛消防組織の活用を記載した。
災害対策組織の班名称見直し	災害対策組織の役割をふまえ、設備の復旧のみが目的ではないことから、「電力流通復旧班」「情報・通信復旧班」「土木復旧班」を「電力流通班」「情報・通信班」「土木班」に修正した。（図 1 * 5 参照）
石川県組織改正を反映	「環境安全部消防防災課」を「総務部危機管理監室危機対策課」に修正した。
社内組織改正を反映	社内組織改正（購買部の分離等）に伴う総本部各対応班長の役職名変更を行った。
	原子力防災体制立上げ時の情報連絡ルートの一部見直しを行った。（原子力防災管理者（発電所長）から直接社長に防災体制発令を報告）

以 上

図1 原子力防災体制の見直し



(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定